

令和7年度「小規模イベント活性化事業」実施要項

1. 事業内容

●盛岡市商店街連合会の会員団体が地域に活力と賑わいを創出するために、自ら主催し実施する小規模のイベント(※)に係る経費の一部を市商連が助成する事業をいう。イベントの実施場所は商店街の街路を原則とするが、内容によっては、地域内の街路・広場・スペースなどを活用しても良い。

(※)助成対象経費の総額が10万円未満のイベントであること。

(※)同一団体による「商店街イベント事業」との併用は不可。

2. 助成対象者 …●市商連会員の商店街団体

3. 助成対象経費

①謝金／②旅費／③会議費／④借損料／⑤会場整備費／⑥広告宣伝費／⑦通信運搬費
⑧消耗品費／⑨印刷製本費／⑩委託料／⑪雑役務費／⑫備品費／⑬景品購入費／⑭その他

<対象外経費例>

①振込手数料

(・事業にかかる経費の振込であっても不可)

②飲食代(食事代・弁当代・飲料代・酒類)

(・来賓・イベントスタッフ・ボランティア等に対するものであっても不可)

(・事前打ち合わせに係る茶代は可だが、酒類は不可)

(・出演者への謝金に代えて飲料ケース等を提供する場合は可→謝金として取り扱い)

③補助金の性質上ふさわしくないもの(本質的に団体で負担すべきと思われるもの)

(・クリーニング代、資材の保管費用、家電、家具など)

④宛名の無い領収書やレシートに係る経費

(・経費の内容や補足説明の内容に関わらず対象外)

(・立替払の場合は、団体と立替者の間での領収書を添付することで可)

⑤酒類

(酒類については、上記の使途に関わらず対象外)

4. 助成率および上限

●助成対象経費の10分の3(千円未満切捨て／上限3万円)

(※1)1団体につき年間1イベントに限ります。

(※2)複数の団体から申請があり、助成額の総合計が予算額を超える場合は、予算の範囲内で助成額を調整(減額)させていただきます。

5. 大型店負担額について

●イベント実施にあたり大型店負担額(大型店からの協賛金等)がある場合は、その額を対象経費から控除して助成額を計算します。

(支出合計－対象外経費) － 大型店負担額 × 助成率 ＝ 助成額
(10万 － 0万) － 5万円 × 3／10 ＝ 1.5万円

6. 事業実施期間および申請期限

- 事業実施期間：令和7年4月～12月末
- 申請期限：令和8年1月末(※)

(※)原則、令和8年1月末までに支払ったものを対象経費とします。

(※)冬季にイベントを行う場合は、申請期限を調整します。事前に事務局にご連絡ください。

7. 申請書類

●助成を希望する場合は、申請期限までに以下の書類を提出してください。

- ① (様式1)助成金交付申請書
- ② (様式2)事業実施報告書
- ③ **(様式3)助成対象経費表 (※R5 から様式変更)**
- ④ 対象経費の支払を証明する書類(請求書・領収書・振込依頼書等のコピー)
- ⑤ 事業の実施がわかる写真または画像(数枚程度)
- ⑥ チラシ・ポスター等の現物またはコピー(印刷製本費で支出した場合)

8. 審査および支払

●提出書類について審査をします。「資金使途が不明瞭なもの」「証憑に不備があるもの」などは、助成対象経費から除外させていただきます。詳しくは「経費支出基準」をご覧ください。

●助成を希望する全ての団体からの申請および審査が終了してから助成金額が確定します。確定後に事務局より通知書類をお送りいたします。

ご不明な点につきましては、事務局までご連絡ください。